

被害者保護 増進補助金

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業

運行管理の高度化に対する支援



申請の手引き



令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

※令和7年(2025年) 12月17日改訂

申請者の方は以下の順序に沿って、ご参照ください

P.2

概要

本補助金における概要や各支援策の説明

対象事業者

本補助金における対象事業者の説明

補助対象

本補助金における補助対象機器の説明

P.3

申請受付期間

本補助金における受付期間の説明

補助金受領の流れ

本補助金における申請準備～受領までの流れを説明

P.4～6

必要書類・申請方法 支援策詳細

申請における参考書類・作成書類・取得書類の説明

P.7～8

必要取得書類一覧 必要取得書類詳細

本補助金における支援策ごとの要件や必要書類の詳細を説明

P.9

注意事項

本補助金における財産処分の制限期間や対象外の注意点を説明

P.10

お問い合わせ先

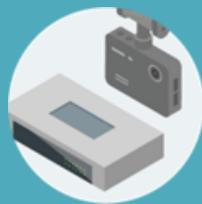
本補助金における連絡先の紹介

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金について

本補助金は自動車運送事業の安全総合対策事業の実施に要する経費の一部を民間団体等（以下「対象事業者」という。）が補助する事業を行い、当該補助事業に要する経費を国土交通省が補助することにより、自動車運送事業者や運行管理者がデジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型から取得した事業用自動車の運行にかかる情報を活用して、運転者への安全指導を行う等により安全性向上が図ることを目的としています。

「令和7年度被害者保護増進等事業費補助金」は、国土交通省より採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの運行管理に係る機器の導入支援を行う事業



運行管理の高度化に対する支援

※本資料は本事業の理解促進のためのものです
事業実施においては必ずP4の参照書類を確認の上、実施ください

対象事業者



-1- 自動車運送事業者※1（中小企業者※2）

-2- リース事業者（上記自動車運送事業者へ事業用自動車を貸し渡す者）

※1 申請時点において、機器を取り付ける車両の所属する営業所の届出（認可）総車両台数が5両以上である者

※2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

補助対象

-1- デジタル式運行記録計※1

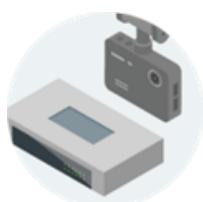
-2- 映像記録型ドライブレコーダー※2

-3- デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型※1

※1 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者を除く

※2 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者に限る

国土交通省が認定している補助対象機器一覧に認定している機器が対象



申請受付期間



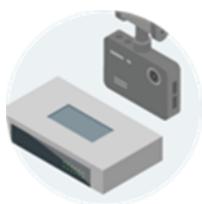
自動車運送事業の安全総合対策事業

令和7年

7月31日(木) 10:00~

令和8年

2月13日(金) 17:00



運行管理の高度化に対する支援

※先着順
※予算がなくなり次第終了

補助金受領の流れ

補助金受領までのフローは以下の通りです



申請条件・添付
書類を確認

補助対象機器を
購入・支払い完了
し、車両に設置



参照書類

・交付規程

本補助金の交付における規定や各書類の様式、補助事業の要件をまとめた別表などが記載されていますので、ご参照ください

・公募要領

本補助金の交付対象となる補助事業の要件や事業実施（機器の導入）の要件などの詳細が記載されていますので、ご参照ください

・システム利用手順書

本補助金を申請する際に使用するシステムの利用方法やご案内・通知メールの内容等が記載されていますので、ご参照ください

・補助対象機器一覧

本補助金事業の対象として国土交通省から認定されている機器の一覧が記載されていますので、ご参照ください

※補助対象機器一覧に掲載のない機器は補助対象外ですので、ご注意ください

・よくある不備とポイントの解説

本補助金の申請に際して、よくある不備と解消に向けた注意点の過去事例が記載されていますので、申請前に一度ご参照ください



作成書類

・経費使用明細書（補助率1/3適用）

※全事業者を対象

・経費使用明細書（補助率1/2適用）

※保有車両10両未満の貨物事業者運送事業を対象（その他適用条件あり）

補助対象経費と補助金交付申請額を算出する為の補助ツールです。

※適用となる補助率（6ページ参照）によって作成いただく書類が異なりますのでご留意ください。

・優先採択に必要となる書類（補助金優先採択を希望する場合）

優先的な採択を希望する方（※1）が作成頂く書類です。

本事業にて必要となる書類は、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、または賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」です。

※1 申請多数等により、申請受付終了時に一部申請を不採択とする必要がある場合に限る



申請方法

PCで申請システムにて、利用者登録を行い、申請してください
アンケートの実施も合わせてご対応ください。

※紙媒体での郵送は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※詳細な手順につきましては、システム利用手順書をご確認ください。

※アンケートの回答は、申請が2回目以降の事業者は回答不要です。

支援策詳細

運行管理の高度化に対する支援

●:全事業者
▲:例外あり（※2～3参照）



導入可能機器

	トラック	バス	タクシー
デジタル式運行記録計	●	▲※3	
映像記録型ドライブレコーダー	▲※2	—	
デジタル式運行記録計・ 映像記録型ドライブレコーダーの一体型 (通信機能付き一体型を含む) ※1	●	▲※3	

※1 通信機能付き一体型【通信機能を使用する場合に限る。通信費（1か月以上とする。）を含めて同時に購入するもの】

※2 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者に限る

※3 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者を除く



補助上限額

	トラック 車載器	バス	タクシー 事務所用機器
デジタル式運行記録計	3万	10万	
映像記録型ドライブレコーダー	1万	3万	
デジタル式運行記録計・ 映像記録型ドライブレコーダーの一体型	4万	13万	
通信機能付き一体型 ※通信機能を使用する場合に限り、通信費（1か月以上）を含めて同時に購入するもの	10万	13万	

補助対象事業者あたりの上限額：80万

※2回以上申請をする場合を除き、通信機能付き一体型の車載器を含めて導入する場合の上限額は120万

補助率：1/3（100円未満の端数が発生した場合には切り捨て）

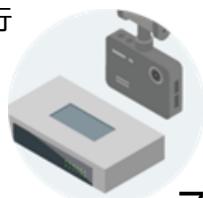
※保有する事業用自動車が10両未満の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が、初めてデジタル式運行記録計又はデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む）を導入した者は、機器取得に要する経費の1/2

必要取得書類一覧

運行管理の高度化に対する支援

No	必要取得書類	対象者
①	交付申請書兼実績報告書	全事業者
②-1	経費使用明細書（補助率1/3適用事業者）	全事業者
②-2	経費使用明細書（補助率1/2適用事業者）	貨物事業者 ※1
③	請求書および振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号）がわかる書類 ※法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録可能	全事業者
④	直近事業年度の事業報告書 (事業概要報告書、損益計算書、貸借対照表が含まれるもの) の写し ※申請者がリース業者の場合、当該補助対象機器貸し出し先の自動車運送事業者に関する書類の写し	全事業者
⑤	当該補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書	全事業者
⑥	補助対象機器の購入に係る領収書等の写し ※販売店が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているもの	全事業者
⑦	補助対象経費の明細書の写し	全事業者
⑧	補助対象機器の賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書 ※補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの	リース事業者
⑨	(最新の登記事項が記載された) 現在事項全部証明書の写し及び貸借対照表及び損益計算書等の写し	リース事業者
⑩	補助対象機器装着車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）の写し ※事務所用機器のみを申請する場合は不要 ※申請時点において自動車検査証の有効期間が満了していないこと	全事業者
⑪	補助対象機器の製造番号が不明な場合は下記カラー写真 ・車載器を取り付けた状態がわかる写真（カメラにあっては、当該カメラの撮影方向がわかるもの） ・車載器又はカメラにあっては、当該車両のナンバープレートの写真 ・事務所用機器にあっては、設置する営業所毎の機器の写真	全事業者
⑫	従業員への賃金引上げ計画の表明書	優先採択 希望事業者
⑬	賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、または賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」	優先採択 希望事業者

※1 保有車両10両未満の貨物自動車運送事業者で初めてデジタル式運行記録計又はデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む。）を導入した者



必要取得書類詳細

振込先の必要事項がわかる書類（請求書の提出時）

振込先の口座名義人(か)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
※法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録できます

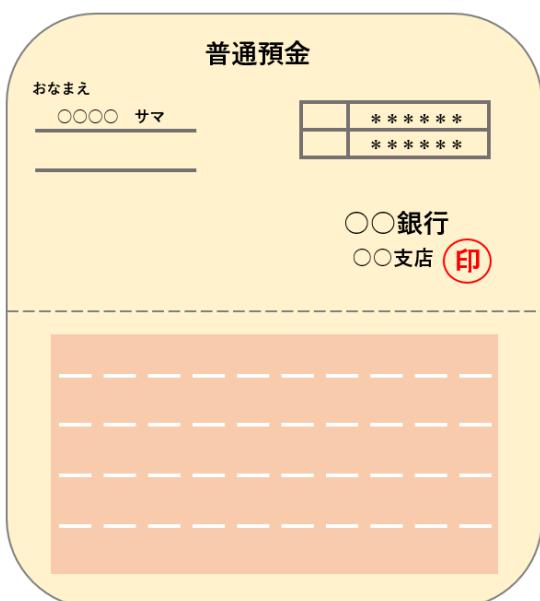
「預金通帳を添付の場合」

通帳のオモテ面



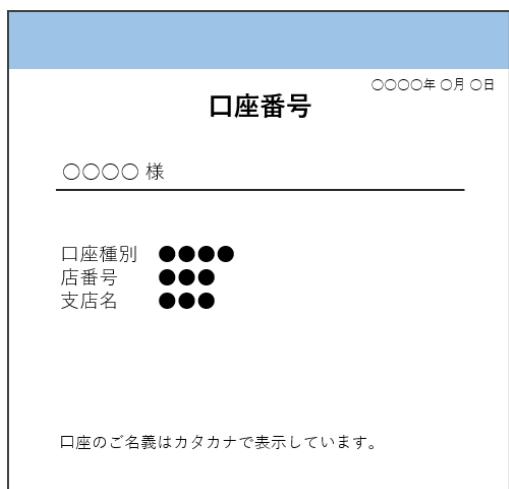
+

通帳を開いた1、2ページ目



「電子通帳を添付の場合」

電子通帳画面コピー





財産処分の制限期間

本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、以下に示す期間の間は、承認を受けるないで、本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」という）に供してはなりません

制限期間：5年

制限期間内において、取得財産等の処分を希望される場合は、事務局までお問い合わせください



対象外

- ・申請日から過去3年の間において、行政処分を受けた自動車運送事業者
- ・補助対象装置を導入する営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く）



重複申請

本補助事業と補助対象が重複する他の補助金（令和6年度および令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金を含む）にて機器の補助金交付を受けた場合、同一の機器を本補助事業で重複して補助金を申請することはできません



申請システム

パスワードの設定メールが届かない場合は迷惑メールにあるか、受信拒否となっていないかご確認ください

添付ファイルの容量は1ファイルあたり10MB

ファイル形式は、以下のとおりです

PDFファイル : .pdf

Excelファイル : .xls .xlsx

画像ファイル : .jpg .jpeg .png

※zipファイルは不可

お問合せ先

お問い合わせ先

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局



03-4446-4346

受付時間 9:00~18:00

※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※通話料がかかります。電話番号はお間違いないようお願いいたします。

※恐れ入りますが、つながらない場合は、しばらく経つてからおかけ直しください

ホームページにあるよくある質問をご用意しておりますので、
事前にご確認いただきますようお願いいたします

改訂履歴

2025年7月31日 - 新規作成

2025年12月17日 申請受付期間延長 申請締切日を改訂